

令和2年11月2日
令和2年度市民活動推進委員会
資料2 - 2

「協働のガイドライン」 改定の考え方

市民自治推進課

「協働のガイドライン」改定の考え方

1. 「協働のガイドライン」とは？
2. なぜ改定が必要か？
3. 改定の基本的な考え方（構成）

「協働のガイドライン」改定の考え方

1. 「協働のガイドライン」とは

「協働のガイドライン」（平成27年3月発行）

協働の考え方・進め方や協働事業の概要をまとめたパンフレット（令和元年度第4回市民活動推進委員会 資料3）



内容

第1 協働に関する基本的な考え方

第2 協働事業の進め方

第3 協働まちづくりを推進していくために
(新しい提案型協働事業の実施)

2.なぜ改定が必要か？

(1) 現在実施している協働推進事業の見直しを踏まえ、内容の時点修正が必要である。

併せて、「協働推進事業の見直しの考え方」を統合する。

「協働推進事業の見直しの考え方」

(平成27年3月発行)

それまでの課題を踏まえ、協働推進事業の見直しの考え方をとりまとめたもの

(令和元年度

第4回市民活動推進委員会資料4)



2.なぜ改定が必要か？

(2) 令和3年度を始期とする「茅ヶ崎市総合計画」を踏まえた内容の修正が必要である。

■ 行政運営の基本姿勢

市民との関係の深化「市民が力を発揮できる社会の構築」

人口減少や少子高齢化のさらなる進展など、社会構造が大きく変化する中、民間の団体や企業をはじめとする多様な主体がそれぞれの価値観で活動することで、社会的課題の解決に結びつくよう、相互の連携をコーディネートし、市民一人一人が自らの力を発揮できる社会を構築します。

■ 政策目標「将来都市像の実現に向けた行政経営」

取り組みの方向性〈市民主体のまちづくりの推進〉

様々な分野において活動する多様な主体がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担のもと、連携・協力したまちづくりを推進します。

「協働のガイドライン」見直しの考え方

3.改定の基本的な考え方（構成）

「協働のガイドライン」【改訂後】	備考
<p>第1 協働に関する基本的な考え方</p> <p>（協働の定義、意義、ルール（協働の原則、領域、効果、実施形態、実績）</p>	<p>現行ガイドラインを時点修正</p>
<p>第2 協働の進め方</p> <p>（協働の対象とする事業、パートナーの選定、実施、評価）</p>	<p>現行ガイドライン及び 現行見直しの考え方を時点修正</p>
<p>第3 協働を推進するために</p> <p>（市（市民自治推進課）・茅ヶ崎市民活動サポートセンター、市民活動推進委員会）</p>	<p>新規追加</p>